

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (小学校休業等対応助成金) (労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（上限額15,000円）

【適用日】

令和2年10月1日～令和3年3月31日の間に取得した休暇

※日曜日や夏休みなど、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

（電話）[0120-60-3999](tel:0120-60-3999) 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (小学校休業等対応支援金) (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

【一定の要件】

- 小学校等の臨時休業等の前に業務委託契約等を締結していること
- 小学校等の臨時休業等により、子供の世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日に仕事ができなくなったこと

【支給額】

仕事ができなかった日について、1日当たり7,500円（定額）

【適用日】

令和2年10月1日～令和3年3月31日

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

（電話）0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、 臨時休業 個人委託 で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。

